



MAINICHI

新毎日

11月30日(水)

2011年(平成23年)

◆添乗員解雇で
中労委が救済命令

阪急トラベルサポート
(HTS、大阪市)が、
雑誌取材に応じた添乗員
の塩田卓嗣さん(48)を事
実上解雇したのは不当労
働行為に当たるとして、
中央労働委員会は29日、
業務復帰や1年分の給与
支払いを内容とする救済
命令を出した。命令によ
ると、塩田さんは雑誌
「週刊金曜日」の取材に
応じ、09年2月に過酷な労
働実態が報じられた。会
社側は内容が虚偽だとし
て添乗業務の割り振りを
停止した。塩田さんは全

国一般東京東部労組HT
S支部執行委員長を務め
ており、中労委は組合活
動を減退させようとした
不当労働行為(支配介入)
に当たると認定した。